原判決を破棄する。 被告人を懲役六月に処する。

原審における未決勾留日数中五十日を右本刑に算入する。

本件公訴事実中、強姦未遂の点は無罪。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人坂谷由太郎および被告人提出の各控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

右弁護人の控訴趣意第一点および被告人の控訴趣意(いずれも事実誤認)につい て

各所論は、原判示当時被告人と被害者Aとは、いわゆる内縁の夫婦関係を結んでいたのであるから、かかる身分関係あるものに対しては、強姦罪の成立する余地なく、従つて、それにもとづいての本件恐喝罪の成立する理由もない。かりに然らずとしても、被告人には、本件各犯行についての犯意がなかつたものであるとして、いずれも事実誤認を主張する。

〈要旨〉しかし、刑法第百七十七条にいう強姦罪の客体は、婦女たることを要し、 又これを以て足り、その身分関係〈/要旨〉の如何は、同罪の成立には何等消長なきも のと解するを相当とするから、各所論前段の主張は到底採用し得ない。

そこで、各所論後段について按ずるに

「原判決か判示第一事実として認定すると、 原判決が判示第一事実として認定すると、 にて記憶をして認定すると、 にて記憶をしていたが、には、 にていたが、内心には、 にでは、 にでいたが、 ににいて、 にでいたが、 にでいて、 にでいて、 にでいて、 にのは、 にのなが、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのなが、 にのいる。 にのいるの、 にのいるのにのいる。 にのいるのにのいるのにのいるでに にのいるのにのいるで、 にのいるで、 にのいのので、 にのいので

(二) しかし、原判示第二および第三においては、原判決挙示の証拠を総合すると、被告人は、前示の事情に藉口して夫々原判示のように申向ければ、Aが畏怖して被告人の要求に応ずることを意識しながら、同女から原判示第二のようにして現金千円の交付を受け、同第三のようにして現金二千円の交付を受けようとして遂

げなかつたことを認めるに足る。被告人の供述中右認定に反する部分は措信し得ず、その他記録を精査するも右認定を左右する証拠がない。 されば、原判決には原判示第二および第三においては事実の誤認ありとはいえな

されば、原判決には原判示第二および第三においては事実の誤認ありとはいえないが、原判示第一においては、判決に影響をおよぼすこと明らかな事実の誤認がある。而して原判決は右判示第一の所為とその余の所為とを併合罪として一個の刑を科しているのであるから、全部破棄を免れない。結局論旨は理由がある。

よつて弁護人その余の控訴趣意に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七 条第一項、第三百八十二条により原判決を破棄し、同法第四百条但書に従い当審に おいて更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は

第二、 翌九日以来連日に亘り、右Aを訪れ、同女に対し「俺と一緒に行くか、それともおとしまえにするか」等と申向け、結婚しなければ金を出せと要求して同女を困惑させていたが、同月十三日同村。町附近道路上において、同女に対し「おとしまえはぬきにして、二千円貸して呉れ、十一時までに駅に持つて来い、きれいに別れてやる」と申向け、これに応じなければ、如何なる危害を加えられるかも知れない旨暗示して同女を畏怖させて、金員を喝取しようとしたが、同女がこれに応じなかつたため、その目的を遂げなかつた

ものである。

(証拠の標目)

一、 当番証人Aの供述を追加したほかは、原判決摘示のとおりであるから、これを引用する。

(累犯となるべき前科)

被告人は、昭和二十七年九月六日札幌地方裁判所において窃盗罪により懲役一年の刑に処せられ、当時その刑の執行を受け終つたものであり、右の事実は、検察事務官作成の前科調書によつて明らかである。

(法令の適用)

被告人の判示第一の所為は刑法第二百四十九条第一項に、判示第二の所為は同法第二百四十九条第一項、第二百五十条に該当するところ被告人には、前示前科があるので、同法第五十六条、第五十七条により夫々累犯の加重をなし、右は同法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十七条、第十条、第十四条に則り犯情の重い判示第一の恐喝罪の刑に法定の加重制限をなした刑期範囲内で被告人を懲役六月に処し、同法第二十一条により原審における未決勾留日数中五十日を右本刑に算入し、刑事訴訟法第百八十一条第一項但書に従い原審ならびに当審における訴訟費用は被告人に負担させないこととする。

本件公訴事実中、被告人が昭和三十年二月八日午後四時半頃上川郡 a 村 c 町所在の旧B工場宿舎C方奥六畳の間で、かねて慇懃を通じ、将来を誓い合つていたAに対し、同女がわずか一ケ月余で被告人と婚姻する意思がなくなつたことに腹立て寧ろ姦淫をしてこの欝憤をはらそうと決意し「お前も俺にいたずらしたんだから俺もお前にいたずらしてやるんだ」と申脅し、布団の上に同女を仰向けに押倒し馬乗りとなり、右手で同女の右手を掴み左手で同女のズボンをずりおろし、その反抗を抑圧して強いて姦淫しようとしたが同女において容易に応じなかつたため、その目的

を遂げなかつたとの旨の点については、前説示のとおり、被告人には強姦の犯意がなく、従つて罪とならないところ、右は判示第一および第二の各所為と併合罪の関係にあるから、刑事訴訟法第四百四条、第三百三十六条により、この点につき被告人に対し無罪の言度をなすべきものとする。 よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 原和雄 裁判官 水島亀松 裁判官 中村義正)